

評価対象

事務事業名	液状化・揺れやすさ想定図作成	開始年度	平成 25 年度
所属	街づくり支援部 建築課 構造係	種別	—
所管課長	街づくり支援部 建築課長		
基本政策	1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる		
政策名	(4) 安全で安心して暮らせる都心をつくる		
施策名	① 地震などの自然災害の防災対策の充実		

事業概要

事業の目的	区民の防災意識が向上するよう、港区津波・液状化シミュレーション結果に掲載している液状化マップ及び揺れやすさマップを印刷し、各地区総合支所及び建築課の窓口で配布します。
事業の対象	区民及び区内の状況を知りたい方
事業の概要	窓口配布している日本語版が好評を得ており、毎年度、印刷分は全て配布しています。
根拠法令等	なし

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価

開始当時の背景・これまでの経緯	東日本大震災により、首都圏においても液状化の被害が発生したことを受け、精度の高い解析を行い液状化及び揺れやすさのシミュレーションを実施し、ハザードマップを作成しました。		
評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
評価の着眼点	公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎	
	今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎	
①事業継続の必要性	◎		
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 窓口配布している日本語版が好評を得ており、毎年度、印刷分は全て配布しているため、継続の必要性があります。		

**【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価**

**②事業の効果性に係る評価**

事業の成果	指標1	液状化マップ配布数			指標2	揺れやすさマップ配布数			指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	3,000	3,000	100.0%	平成29年度	3,000	3,000	100.0%	平成29年度			
	平成30年度	3,000	3,000	100.0%	平成30年度	3,000	3,000	100.0%	平成30年度			
	令和元年度	3,000	—	—	令和元年度	3,000	—	—	令和元年度		—	—
指標から見た事業の成果	印刷物は、毎年、全て配布しています。											
評価	A 高い			B どちらともいえない						C 低い		
②事業の効果性	◎											
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 窓口配布している日本語版が好評を得ており、毎年度、印刷分は全て配布しているため、事業の効果があります。											

**③事業の効率性に係る評価**

予算状況の内訳 (千円)												決算状況 (千円)	
事業費の状況	年度	当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率	
			平成29年度	305	100%	305	0	0	0	0	0	305	305
	平成30年度	304	100%	304	0	0	0	0	0	304	304	100%	
	令和元年度	281	100%	281	0	0	0	—	—	—	—	—	
事業費から見た事業の状況	今年度も全て配布されると見込まれます。												
評価	A 高い			B どちらともいえない						C 低い			
③事業の効率性	◎												
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 窓口配布している日本語版が好評を得ており、毎年度、印刷分は全て配布しているため、コストに見合う成果があります。												

**【ステップ3】  
総合評価**

○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 統合      ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見

総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。

- ・「拡充」：レベルアップ
- ・「継続」：現状維持
- ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む)
- ・「統合」：他事業と統合

自然災害における、地盤の揺れやすさや液状化の予測は、区民等の関心が高く、毎年印刷している3000枚は、概ね当該年度の2月末頃に全て配布を終了しています。したがって、来年度も継続します。

No 320

令和元年度 港区事務事業評価シート

評価対象

事務事業名	がけ・擁壁改修助成	開始年度	平成 27 年度
所属	街づくり支援部 建築課 構造係	種別	—
所管課長	街づくり支援部 建築課長		
基本政策	1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる		
政策名	(4) 安全で安心して暮らせる都心をつくる		
施策名	② 災害に強いまちづくり		

事業概要

事業の目的	地震、台風、集中豪雨等の自然災害に備えて宅地及び建築物の安全性の向上を図るため、区内にあるがけ・擁壁の改修に必要な資金の一部を助成することにより、区民の生命及び財産を保護するとともに、災害に強いまちづくりを実現します。
事業の対象	区内の個人及びマンション等管理組合、中小企業
事業の概要	がけ・擁壁改修工事支援事業 区内の個人及びマンション等管理組合、中小企業が所有する敷地内のがけ・擁壁を改修する場合、工事費用の一部を助成 助成率1/2 限度額500万円
根拠法令等	港区がけ・擁壁改修工事支援事業実施要綱

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価

開始当時の背景・これまでの経緯	広島県で発生した、大規模な土砂災害を受け、事業を発足しました。今年度は、受付件数、助成額共に、最高件数（額）となる見込みです。		
評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
評価の着眼点	公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎	
	今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎	
①事業継続の必要性	◎		
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 今年度は、受付件数、助成額共に、最高件数（額）となる見込みなので、事業継続の必要性はあります。		

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	がけ・擁壁改修助成			指標2				指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	3	1	33.3%	平成29年度				平成29年度			
	平成30年度	1	2	200.0%	平成30年度				平成30年度			
	令和元年度	4	—	—	令和元年度		—	—	令和元年度		—	—

指標から見た事業の成果 要綱上、対象となる事業が限られていることから概ね年3～5件位になると思われます。執行率は、概ね良好に推移しています。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
②事業の効果性	◎		
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 今年度は、受付件数、助成額共に、最高件数(額)となる見込みのため、事業の効果はあります。		

③事業の効率性に係る評価

予算状況の内訳(千円)											決算状況(千円)	
事業費の状況	年度	当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
		平成29年度	15,000	100%	15,000	0	0	0	0	-10,000	5,000	5,000
	平成30年度	5,000	100%	5,000	0	0	0	5,000	0	10,000	10,000	100%
	令和元年度	20,000	100%	20,000	0	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況 執行率は、概ね良好です。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
③事業の効率性	◎		
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 今年度は、受付件数、助成額共に、最高件数(額)となる見込みなので、事業の効率性はあります。		

【ステップ3】  
総合評価

● 拡充      ○ 継続      ○ 改善      ○ 統合      ○ 廃止

<p>本事業に係る所管課の意見</p> <p>総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「拡充」：レベルアップ</li> <li>・「継続」：現状維持</li> <li>・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む)</li> <li>・「統合」：他事業と統合</li> </ul>	<p>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(以下、「土砂災害防止法」という。)に基づく東京都建設局による港区内の基礎調査が平成31年3月に終了し、調査結果の通知がありました。東京都はこの調査結果に基づき、港区内に新たに土砂災害警戒区域(194カ所)及び土砂災害特別警戒区域(122カ所)を令和元年9月に指定する予定です。これらの内、土砂災害特別警戒区域内については、建築基準法施行令第80条の3において、建築物を建築する際に、建築構造を付加する制限が課せられます。土砂災害特別警戒区域は、高さ5m以上かつ傾斜角30度以上のがけ地であり、現行制度の創設時に想定していた2mの擁壁の新設工事費に比べ高価になることが見込まれます。したがって、土砂災害特別警戒区域に新たに安全な擁壁を築造する場合は、現状の助成額の上限500万円を1000万円に拡充を検討しています。</p>
---	---

No 321

令和元年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	マンションエレベーター安全装置設置助成	開始年度	平成 28 年度
所属	街づくり支援部建築課建築設備担当	種別	—
所管課長	街づくり支援部建築課長		
基本政策	1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる		
政策名	(5) 自助・共助・公助により災害に強い都心づくりを進める		
施策名	③ 災害に強いまちづくり		

事業概要	
事業の目的	区内のマンションの既存のエレベーターに安全装置等（戸開走行保護装置、地震時管制運転装置、耐震対策）を設置する改修工事に要した費用の一部を助成することにより、エレベーターの安全性の向上を促進します。
事業の対象	マンションの所有者又は管理組合等
事業の概要	エレベーター改修工事費の1/2以下（上限額は400万円）の金額を助成します。 内訳は以下のとおりです。 戸開走行保護装置 — 上限額 300万円 最大助成率 10/10 地震時管制運転装置 — 上限額 50万円 最大助成率 1/2 耐震対策 — 上限額 50万円 最大助成率 1/2
根拠法令等	港区マンションエレベーター安全装置等設置助成事業実施要綱

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価																	
開始当時の背景・これまでの経緯	平成21年9月28日に建築基準法が改正され、エレベーターの戸が開いたまま動くことを防ぐ戸開走行保護装置の設置が義務化されました。しかし、既存のエレベーターには設置の義務はなく、普及が進んでいません。このため、平成28年度から改修工事に対する助成制度を設け、戸開走行保護装置の設置を促進する事業を開始しています。																
評価	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>A 高い</td> <td>B どちらともいえない</td> <td>C 低い</td> </tr> <tr> <td>評価の着眼点 公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)</td> <td>◎</td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)</td> <td>◎</td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>①事業継続の必要性</td> <td>◎</td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>		A 高い	B どちらともいえない	C 低い	評価の着眼点 公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎			今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎			①事業継続の必要性	◎		
	A 高い	B どちらともいえない	C 低い														
評価の着眼点 公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎																
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎																
①事業継続の必要性	◎																
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 区民の安全・安心に対する意識は高まっています。安全装置の普及において、助成制度は有効な手段の一つとなっています。																

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	助成件数			指標2				指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	60	49	81.7%	平成29年度				平成29年度			
	平成30年度	60	45	75.0%	平成30年度				平成30年度			
	令和元年度	50	—	—	令和元年度		—	—	令和元年度		—	—
指標から見た事業の成果	平成30年度の助成件数は45件で、平成29年度の49件から下落していますが、おおむね当初の予定どおりの件数となっています。											
評価	A 高い			B どちらともいえない						C 低い		
②事業の効果性	◎											
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 助成件数は堅調に推移しており、区民の安全・安心な暮らしを支えています。エレベーター業界の動向を踏まえると、昨年度と同じ程度の件数が見込まれます。											

③事業の効率性に係る評価

予算状況の内訳(千円)												決算状況(千円)	
事業費の状況	年度	当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率	
		平成29年度	152,698	98%	150,067	2,631	0	0	0	-30,000	122,698	105,137	86%
	平成30年度	152,632	98%	150,000	2,632	0	0	0	-20,000	132,632	105,300	79%	
	令和元年度	127,955	98%	125,000	2,955	0	0	—	—	—	—	—	
事業費から見た事業の状況	事業費は全てエレベーター改修工事費に対する助成金として執行されています。予算に対する執行率は、今後も堅調に推移していくものと思われます。												
評価	A 高い			B どちらともいえない						C 低い			
③事業の効率性	◎												
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 戸開走行保護装置の設置費用を全額助成しており、区の負担が大きい事業ですが、引き合いも多く安全装置の設置が進んでいます。												

【ステップ3】  
総合評価

● 拡充      ○ 継続      ○ 改善      ○ 統合      ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見	安全装置が設置されていないエレベーターは区内にまだ多く残されています。改修工事費は高額になりがちであることから、高い水準の金額を助成することは安全装置の設置を促進するためにとっても有効です。特に、区民の生活に密着したマンションのエレベーターに対して助成を行うことにより、安全・安心な暮らしを提供することができます。 なお、本助成制度が浸透するにつれて、マンション以外の建物所有者やエレベーターメーカーから制度拡充を望む声が多く上がっており、社会的にエレベーターの安全に対する意識が高いことがうかがえます。また、国土交通省も地方自治体に対する補助金額の引き上げ及び補助要件の緩和を行い、安全対策の推進を図っています。このため、不特定多数の方が利用する病院、飲食店、事務所等のエレベーターに対しても、改修工事費の一部を助成する事業を始めたいことを検討します。
総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。 ・「拡充」：レベルアップ ・「継続」：現状維持 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む) ・「統合」：他事業と統合	